

令和 2 年 6 月 24 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04448

研究課題名（和文）小児医療職観点を加味した養護教育専攻課程における医療事故予防教育法の新規開発

研究課題名（英文）Prevention education for medical Accident in faculty of education of school health nursing on the basis of pediatric medical profession

研究代表者

岡田 忠雄（Okada, Tadao）

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：30344469

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：学校で発生した小児医療事故の訴訟判例について、学校管理者や教諭が抱える医療的リスク（危険性）や法的リスク（責任）を分析した。また、小児医療職（医師・看護師）の専門的観点を加えて、訴訟判例を大学における養護教育の講義等指導資料として使用し、学校事故では児童・生徒が死亡する医療的リスクや損害賠償や刑事罰等の法的リスクもあることを認識させる医療事故予防教育法の一つとした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学校では、その判断と対応が生命に直結するアナフィラキシーショック等が発生することもあり、養護教諭を含めた教諭が担う責任は極めて重く、適確で迅速な救急処置・対応が求められる。そのため、大学養護教育課程で緊急度・重症度に分けての応急処置教育を受けておくことが、将来、養護教諭となった場合に訴訟のリスクを軽減する意味でも極めて重要なこととなる。本研究では、学校医療事故判例（死亡・負傷）を調べ、研究者の小児医療職（医師・看護師）としての専門的観点を加え教諭が行った事故後対応法等を検討し、そのリスク軽減を図る方策を考察して、各種講義資料とすることで医療事故予防教育につなげる意義を有した。

研究成果の概要（英文）：The school teachers including Yogo teachers should fulfill the requirements of the school first aid including first aid of urgency and emergency resuscitation. The misjudgment of event preceding in incidents might lead to child death, disorder, and sequela. This study aimed to clarify the specific duties of teachers including Yogo teachers in school first aid. The school teachers including Yogh teachers need to be aware of the occurrence of death and disorder as medical accidents in schools and the need safety education of accident prevention in faculty of education of school health nursing on the basis of pediatric medical profession.

研究分野：小児外科

キーワード：養護教諭 医療事故 予防教育 小児医療職 学校 医療訴訟 法的責任

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

医学教育を考えた場合、医師や看護師養成のための医学部、看護学部における医学教育をまず挙げられると思われる。しかし、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒が学校授業中、休み時間、放課後等に学校で病気になった場合は、保健室の養護教諭がまず関わり応急処置を施行し、その後の対応の判断を行うことがほとんどである。小児医学(小児科、小児外科、小児救急等)に関して大学養護教育専攻学生が養護教育課程を修了し、将来、保健室の先生(養護教諭)として勤務した場合(通常は1学校に養護教諭は1人、児童・生徒数が多い場合複数配置)、児童・生徒は様々な症状をもって保健室にくるために学校現場における小児医学を勉強しておくことが必須である。例えば、頭痛、発熱、腹痛等の日常遭遇しやすい症状への対応から、胸やおなかを蹴られた場合や体育中の転倒が誘因の臓器外傷の迅速な救急処置・対応も求められる。

更には、その判断と対応が生命に直結する食物アレルギー誘因のアナフィラキシーショックや突然発症の心肺停止や生死にかかわる溺水等が学校現場で発生することもあり得、養護教諭が担う責任は極めて重く、適格で迅速な医療的救急処置・対応が求められる。換言すると、養護教諭は単独で、適切な応急処置をする、医療機関への受診の要否を判断する、救急車を要請する等の判断と対応を迅速・適格に行う必要がある(の場合は校長に報告し手配)判断の間違いによっては養護教諭に法的責任が生じ訴訟になることもあり得る。そのため、大学養護教育課程で小児医学の各疾患を緊急度・重症度に分けて応急処置や対応する教育を受けておくことが、将来、養護教諭となった場合に訴訟のリスクを軽減する意味でも極めて重要なこととなる。

医療リスクというと病院内における医療職に関わるスタッフに発生するものが、第一に挙がるが、学校保健安全法及びその施行規則に述べられる養護教諭の職務からも、保健室内には医学的判断やその対応に伴う大きなリスクは少なからず存在する。そこで、申請者(岡田)は「養護教育専攻学生にとって保健室における小児医学をわかりやすく学ぶアルゴリズム教育の新規開発研究」のテーマで平成27年度日本教育大学協会研究助成を取得した。その趣旨は、学校における小児医学救急疾患のヒヤリハット例を集計して、養護専攻学生が緊急度・重症度に応じた応急・救急処置法をわかりやすく学ぶために病態毎に対応アルゴリズムを新規作成し、その判断分岐点に臨床写真を付加し緊急度・重症度判断を重視したアルゴリズム教育の創設を開始し始めた。

今回、これらの検討を前提として、学校現場での当事者に身体的、精神的負担が高い学校医療事故における判例に、研究者の小児医療職(医師・看護師)の専門的立場・観点を加える。特に、養護教諭の法的責任、原因究明、及び適切な事故後対応法を検討し、養護教諭が抱える医療リスクを明確にし、そのリスク軽減を図る方策を考察することを、波及研究とした。医学的判断は、最新で最良の医学知見による臨床結果(医学的根拠)に基づく医療的ケアと医療行為(Evidence Based Medicine: EBM)を基本とするが、養護教育専攻課程の学生にとっての、今、求められる医療事故予防教育法(アルゴリズム教育)の新規開発を行うことにつなげていく。

2. 研究の目的

本研究課題は学校で発生した医療に関する学校事故(学校管理下で児童生徒が負傷、死亡したり、疾病にかかったり、事故がもとで後遺障害を残す事故を負ったりすること)の判例収集を行い、裁判に至った疾病の種類やその転機、判決結果等を調べることで、学校管理者や、教諭、養護教諭の責任の有無・程度を抽出する。更に、本研究では研究者の小児医療職(医師・看護師)観点も交えて、学校医療事故の原因究明を行い、養護教諭等が行った医療事故後の対応法を検討し、教諭や養護教諭の職務としてどのようにすべきであったか、更には、養護教育専攻学生にとって、より実践的に、明日からの学校勤務に役立つことを期するものである。その後の研究展開も踏まえて要約すると、

1) 学校現場での当事者に身体的、精神的負担が高い学校医療事故判例を精査することで、学校設置者・教諭の法的責任としての医療的・法的リスクを抽出すること

2) 小児医療職(医師・看護師)観点・専門性から涉猟した学校医療事故判例の各病態・疾患の対応策として、養護教育専攻課程の学生にとっての、医療事故予防教育法(アルゴリズム教育)を新規開発すること

を、本研究の目的とした。

3. 研究の方法

1) 学校現場での当事者に身体的、精神的負担が高い学校医療事故判例を精査することで、学校設置者・教諭の法的責任としての医療的・法的リスクを抽出すること

【対象】 昭和31年からの学校事故(負傷・死亡例)における判例61件

【方法】 判例及び論文等調査

【検討項目】

学校事故(負傷・死亡例)訴訟判例における

学校設置者の法的責任

教員の法的責任

被害児童・生徒の性別

学校事故発生の学校種

学校事故発生の時間帯

最終審の裁判所
判決内容
死亡事故の頻度・学校種
事故原因
刑事罰の内訳
養護教諭の法的責任

とし、

小児医療職観点からみた原因究明と適切な事故後対応の考察を加えて、学校事故における法的リスクの現状を抽出・考察した。

2) 小児医療職(医師・看護師)観点・専門性から涉猟した学校医療事故判例の各病態・疾患の対応策として、養護教育専攻課程の学生にとっての、医療事故予防教育法(アルゴリズム教育)を新規開発すること

4. 研究成果

1)

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における学校設置者の法的責任

学校事故が発生した場合、学校設置者には使用者責任、代理監督者責任、安全配慮義務、工作物責任、運行供用者責任の5つの責任が問われる。その概要をまとめたものが以下である。なお、本研究では、工作物責任と運行供用者責任を研究対象から除外した。

学校設置者における法的責任の種類と概要

使用者責任: 使用者(学校設置者)が雇用者(教員等)の起こした事故について負う責任

代理監督者責任: 責任無能力者(12歳前後)の起こした事故について負う責任

安全配慮義務: 安全に職務が行えるようにする責任

工作物責任: 学校の施設・設備の瑕疵に起因する事故の責任

運行供用者責任: 自動車の運行によって他人の生命又は身体を害した責任

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における教員の法的責任

学校事故が発生した場合、教員個人の責任は、損害賠償責任、代理監督者責任、刑事責任、運行供用者責任、懲戒責任の5つの責任が問われる。その内容をまとめたものが以下である。なお、本研究では、運行供用者責任と懲戒責任を研究対象から除外した。

教員における法的責任の種類と概要

損害賠償責任: 損害に対して金銭を払う責任

代理監督者責任: 無責任能力者(12歳前後)の起こした事故について負う責任

刑事責任: 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収

運行供用者責任: 自動車の運行によって他人の生命又は身体を害した責任

懲戒責任: 戒告、減給、停職、免職

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における被害児童・生徒の性別

被害児童・生徒の負傷時の性別は、学校種全体では男子が51人(84%)、女子が7人(11%)、不明が3人(5%)であり、男子が多くを占めていた。学校種別に見ても、小学校は男子10人(77%)、女子3人(23%)、中学校は男子16人(84%)、女子2人(11%)、不明1人(5%)、高等学校・高等専門学校で男子23人(85%)、女子2人(8%)、不明2人(7%)であり、どの学校種においても男子の割合が70%を超えて事故に遭っていた。

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における学校種

学校種では、小学校が13件(22%)、中学校が19件(31%)、高等学校・高等専門学校が27件(44%)、大学が2件(3%)と、高等学校・高等専門学校での発生が一番多く、全体の44%を占めていることが特徴であった。

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における事故発生の時間帯

事故の発生した時間帯は、授業中25件、部活動中17件、その他11件、不明8件と授業中が最も多く、次いで部活動の順であった。

授業の内容は、体育11件、体育以外の授業8件、校外学習3件、その他3件であり、体育が最も多かった。体育の内容は水泳が6件と最も多く、マット運動、持久走、ラグビー、サッカーがそれぞれ1件であった。

部活動の内容は、柔道6件、野球、体操、ラグビーがそれぞれ2件、応援団、サッカー、山岳、水泳、ボートがそれぞれ1件であった。

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における最終審の裁判所

最終審の裁判所の種類では、最高裁判決10件(16.5%)、高等裁判決6件(9.8%)、地方裁判決45件(73.7%)と、一審で終審していた例が全体の約4分の3を占めていた。

学校事故訴訟(負傷・死亡例)における判決内容

判決内容では、棄却26件、損害賠償18件、刑事罰4件、差し戻し4件であった。民事罰としての損害賠償額は52万円から3,005万円と高額になることがあったこと、損害賠償請求18件のうち教員は、学校設置者と一緒に訴えられていたもの6件、学校設置者と加害者の親と一緒に訴えられていたもの1件であった。一方、刑事罰では業務上過失致死罪で執行猶予2件、傷害致死罪で懲役2年と3年の2件であり、例数は少ないが、懲役刑が言い渡されていることも特徴

であった。

学校事故訴訟（負傷・死亡例）における死亡事故の頻度・学校種

調査した判例 61 件中、死亡事故は 25 件（41.0%）、被害者が死亡しなかった事故は 34 件（55.7%）、被害者が死亡したが、事故との因果関係を裁判で認められなかった事故は 2 件であった。学校事故における死亡数は約 40% に至り、生命に関わる病態が発生したことが推測された。

学校種ごとでみると、小学校 3 件、中学校 8 件、高等学校・高等専門学校 14 件、大学 2 件であり、高学年になるほど死亡数が増えている傾向が認められた。

学校事故訴訟（負傷・死亡例）における事故原因

事故原因の具体的な内容は、練習中 20 件、不慮の事故（過失）18 件、暴行（故意）13 件、自殺 6 件、自然災害とけんかはそれぞれ 2 件であった。

学校事故訴訟（負傷・死亡例）における刑事罰の内訳

刑事罰は 4 件であり、業務上過失致死罪で執行猶予 2 件、傷害致死罪で懲役 2 年と 3 年の 2 件であった。

養護教諭の法的責任

a) 養護教諭の職務と関係する法律

子どもの 1 日平均の保健室利用者数は、小学校約 40 人、中学校約 38 人とされ、その中には小児救急疾患も含まれる。（保健室利用状況に関する調査報告書平成 18 年度調査結果、（財）日本学校保健会、平成 20 年 2 月）養護教諭の職務としては、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割、現代的な健康課題の解決に向けて重症な責務、養護教諭の行う健康相談活動等が益々重要となっている。養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」（学校教育法第 37 条第 12 項）とされ、昭和 47 年及び平成 9 年の保健体育審議会答申において主要な役割として、救急処置・健康診断・疾病予防等の保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動等役割を例示等、多岐に渡り、養護教諭には医学の知識、知恵が必要で、医療リスク、ひいては訴訟リスクをもつ背景がある。

養護教諭の職務に関係する法律としては、学校保健安全法、学校給食法、食育基本法、児童虐待防止法、予防接種法、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の 6 法が挙がる。

b) 養護教諭が当事者となった事例

・徳島地裁 S47.3.15[高等学校養護教諭損害賠償請求事件]

X：死亡した生徒 A：養護教諭

[事故が起きるまで]6：00 X 起床、朝食 6：30 登校 8：00 朝会 8：25 一時限目 9：30 二時限目の途中、顔面蒼白になり多量の汗を出す。保健委員に連れられ保健室へ、途中で「吐きそう」という

[保健室に来てからの様子]

A が容態を聞いたところ「暑いのをこらえていたら胸が悪くなって吐きそうになった」と答える。背中をさすり「吐いたら楽になるよ」と言うが吐けずベッドに横になる。その後 X は少量のごはんとハムを吐き、少し楽になったようだった。9：35 頃腹痛や食あたりはないか 2、3 の質問をするが心当たりはなく、「前夜は遅くまで起きていた」という。体温 36.3、脈拍 70、気温は 33～34 度。シャツと下着を脱がせタオルをかけて、様子を見ることに。X は静かに休みはじめ、苦しそうな様子もなかったので、朝早く家を出ているし、夏休み明けの疲れもでた、一過性の暑気当たりであると判断。10：15～10：25 の間、職員室で担任教諭に説明。校医には連絡せず、頭を冷やすタオルを替える程度の看病をしていた。その後も X は静かに眠り、苦しそうな様子もなかったので三時限目（10：25～11：15）に入った後、胃がん検査申込書を作成するため職員室に行き、11：40 頃保健室に戻る。今までの例では、保健室で休養する生徒は、気分がよくなると勝手に教室に戻ることもあり、X の場合も同様かもしれないと考えていた。

[事故発生]ベッドに寝ている X は苦しそうな様子がないのに唇が紫色に変色。A がすぐに事務室に走り、校医に電話連絡。職員室にも知らせる。5、6 名の教員が直ちに保健室に入るが、X は脈拍、呼吸停止。X をベッドから床に下ろし人工呼吸の準備をし、はたしてそれが正しいのか判断しかねているところに、学校医到着（11：45）。医師が診ると、脈拍停止、瞳孔散大、肛門拡大の死の確徴があり、死後 10 分経過と推定される。A 教諭らの懇請もあったことから、強心剤の注射をするとともに、人工呼吸をするが蘇生しなかった。

[事故前の X の様子]野菜は嫌うが肉類を好む元気で体位も人並み以上であり、遠泳訓練のときも 6 km 完泳。1 年半ほど前に漿液性髄膜炎の疑いで 3 回往診を受けたことはあるが、それ以外の既往歴は特になし。

[死因]母親が解剖を拒否したため、断定はできないが急性心臓死であることは間違いない。

[X の症状：冷や汗、吐き気、顔面蒼白]副交感神経が何らかのショックで緊張し、交感神経とのバランスが崩れることで起こる。最悪の場合、死に至る。大別すると、一過性のものと恒久性のものがある。一過性のものは、安静にし、暑気などの負荷を取り除くと回復する。恒久性のものは、内因性のもので、副腎機能不全、胸腺内分泌異常等ホルモン分泌に異常があった場合に、副交感神経に緊張をもたらす、死に至る。一過性のものと恒久性のものが存在することは、通常、養護教諭は承知しているものであり、A も知っていた。ただ、この判断は、医師でないと無理できず、それもしばらく時間をかけて、血圧、体温、脈拍等を継続的に測定しないとわからない。X の場合も、内因性、恒久性のものであり、副腎胸腺の発育不全か、内分泌系の異常が原因で急性心臓死に至ったと考えられる。しかし、本件の場合、A が側にいて、直ちに医師に連絡し、適

切な措置をとったとしたら、一命を取り留めたかもしれないが、そのような措置がなかったから死亡したとも断言できない。解剖していないので論点不十分。

[裁判所の判断]

- ・Aが、Xの症状について、恒久性のものもあると知りながら、このような措置にとどめ、安静にしていれば、回復すると判断し、保健室を離れたことは、たとえ、苦しむ様子がなく、静かに寝入っていたとしても、十分非難に値し、Aに対しては日ごろの油断、軽率のそしりを免れない。
- ・本件高校で、ずる休みを目的に保健室に来室する生徒があるというような事情は、Aの責任を免れる理由にならない。
- ・本件のような症状は、保健室が無ければ、近くの校医に直行したと考えられるものであり、Aはその職務の特殊性から、保護者以上に予見能力をもって病状推移の注意を払うべきだった。
- ・Aが、病状急変にさいし、臨機の措置を取らなかった点は、不法行為上の過失と言わなければならない。
- ・しかし、Aが適切な処置を行っていたら助かった、もしくは、適切な処置をしなかったので死亡したかは証明できず、相当因果関係は認められない。
- ・以上より、原告の訴えを却下

小児医療職観点からみた原因究明と適切な事故後対応の考察

本判例に対して、小児医療職(研究者)観点からみた原因究明と適切な事故後対応の考察してみると、まずXに対する解剖(司法解剖:家族の同意不要)がなされておらず死亡原因が特定されていないことが問題点として挙がる。Xの「二時限目の途中、顔面蒼白になり多量の汗を出す」症状は、突然発症でXに重篤な病態が急激に起こったことも示唆し得る経過である。養護教諭の対応としては、血圧等のバイタルサインの取得をはじめとする継時的で慎重なXの経過観察がなされておらず、一過性の暑気当たりという安易な判断がなされた(医学の世界では、この病態名をそうそうは付けない)ことである。加えて、X観察のために保健室内に常在しなかったことである。

保健室という医学・医療リスクを抱える場では、複数の病態を挙げベター、ベストの鑑別診断を念頭に置き、要すれば即時に校医に連絡して相談する等の児童・生徒管理を行うことが肝要であるということを示唆する判例である。

2)

1例を挙げると、徳島地裁 S47.3.15[高等学校養護教諭損害賠償請求事件]X:死亡した生徒(発汗と吐き気で保健室来室後)A:養護教諭、[死因]母親が解剖を拒否したため、断定はできないが急性心臓死であることは間違いなしとの判例記載に対して、まずXに対する解剖がなされておらず死亡原因が特定されていないことが問題点であり、学校で一過性の暑気当たりという安易な判断をしていた。即時に校医に連絡して相談する等の児童・生徒管理を行う旨を強く示唆し、学生も医療事故予防として有用であったとした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山田玲子、端谷友紀子、岡田忠雄	4. 巻 67
2. 論文標題 養護教諭を目指す学生の救急処置への不安状況 養護実習前後での意識の違いから -	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 北海道教育大学紀要（教育科学編）	6. 最初と最後の頁 469-474
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山田玲子、岡田忠雄	4. 巻 75
2. 論文標題 養護実践におけるバイタルサイン観察に関する研究 - （第1報）へき地指定学校を対象とした調査から	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 小児保健研究	6. 最初と最後の頁 602-608
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 山田玲子、木下紗希、岡田忠雄	4. 巻 69
2. 論文標題 小学生の食習慣・食意識と心身の健康状態との関連	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 北海道教育大学紀要（教育科学編）	6. 最初と最後の頁 353-358
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 池上佳那、山田玲子、岡田忠雄	4. 巻 69
2. 論文標題 小中学生の疲労自覚症状とその要因に関する文献検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 北海道教育大学紀要（教育科学編）	6. 最初と最後の頁 321-328
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岡田忠雄
2. 発表標題 学校事故の判例分析による教員の法的責任を知る - 学校の医療訴訟での刑事罰の検討 -
3. 学会等名 第121回日本小児科学会学術集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岡田忠雄
2. 発表標題 養護教育専攻大学生が保健室における小児医学をわかりやすく学ぶアルゴリズム教育
3. 学会等名 第120回日本小児科学会学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡田忠雄
2. 発表標題 養護教育専攻大学生が保健室における小児救急をわかりやすく学ぶアルゴリズム教育
3. 学会等名 第31回日本小児救急医学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡田忠雄、山田玲子
2. 発表標題 学校事故の判例分析による教員の法的責任 - 学校事故における訴訟実態とそのリスクを知る -
3. 学会等名 第64回日本小児保健協会学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岡田忠雄
2. 発表標題 保健室の先生を目指す養護教育専攻大学生（養教生）を対象とした漢方薬に対する意識調査
3. 学会等名 第53回日本小児外科学会学術集会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 岡田忠雄、山田玲子
2. 発表標題 養護教育専攻大学生を対象とした漢方薬に対する意識調査：特に漢方薬教育に関するニーズ調査
3. 学会等名 第63回日本小児保健協会学術集会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 岡田忠雄、山田玲子
2. 発表標題 将来保健室の先生を目指す養護教育専攻大学生が小児全身麻酔手術を見学する意義 - 特に応急手当への効果 -
3. 学会等名 第30回日本小児救急医学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 岡田忠雄、山田玲子、本多昌平、宮城久之、武富紹信
2. 発表標題 将来保健室の先生を目指す養護教育専攻学生が小児外科疾患の手術見学をする意義と利点
3. 学会等名 第5回日本小児診療多職種研究会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 山田玲子、岡田忠雄
2. 発表標題 学校での救急処置活動における養護教諭の役割に関する文献研究
3. 学会等名 日本学校保健学会 第64回学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 池上佳那、山田玲子、岡田忠雄
2. 発表標題 小中学生の疲労自覚症状とその要因に関する文献検討
3. 学会等名 日本学校保健学会 第64回学術集会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山田玲子、岡田忠雄
2. 発表標題 養護実践でのバイタルサイン観察（第2報）- 学校救急処置教育での活用 -
3. 学会等名 日本学校保健学会第65回学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山田玲子、岡田忠雄、葛西敦子、福田博美、佐藤伸子
2. 発表標題 学校救急処置におけるバイタルサイン観察の活用-養護教諭の臨床判断能力育成への取り組み-
3. 学会等名 第65回（平成30年度）日本小児保健協会学術集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山田玲子、岡田忠雄、池上佳那
2. 発表標題 小学生の疲労自覚症状と生活状況およびバイタルサインとの関連
3. 学会等名 日本学校保健学会第66回学術集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山田玲子、岡田忠雄、葛西敦子、福田博美、佐藤伸子
2. 発表標題 養護教諭養成課程学生の学校救急処置における臨床判断能力の準備状況
3. 学会等名 日本学校保健学会第66回学術集会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	山田 玲子 (Yamada Reiko) (10322869)	北海道教育大学・教育学部・教授 (10102)	